

令和4年 No21

○学生の短期派遣及び外国人留学生の受入によるグローバルキャンパス構築とグローバル教育人材育成プロジェクト実施委員会規程の制定

制定理由

「ミッション実現戦略経費に係る取組」の申請・採択に伴い、必要な事項を定めるものである。

承認経過

令和4年4月13日 役員会 審議・承認

学生の短期派遣及び外国人留学生の受入によるグローバルキャンパス構築とグローバル教育人材育成プロジェクト実施委員会規程を次のように制定する。

令和4年4月14日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和4年規程第15号

学生の短期派遣及び外国人留学生の受入によるグローバルキャンパス構築と
グローバル教育人材育成プロジェクト実施委員会規程

学生の短期派遣及び外国人留学生の受入によるグローバルキャンパス構築とグローバル教育人材育成プロジェクト実施委員会規程を別紙のとおり制定する。

学生の短期派遣及び外国人留学生の受入によるグローバルキャンパス構築と
グローバル教育人材育成プロジェクト実施委員会規程

〔令和4年4月14日〕
規程第15号

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学に、学生の短期派遣及び外国人留学生の受入によるグローバルキャンパス構築とグローバル教育人材育成プロジェクト実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、「学生の短期派遣及び外国人留学生の受入によるグローバルキャンパス構築とグローバル教育人材育成－TGU International Student Step Up Program－」（以下「TGU ISSUPプロジェクト」という。）を円滑に実施するため、必要な業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) TGU ISSUPプロジェクトの企画・立案に関すること。
- (2) TGU ISSUPプロジェクトの実施に関すること。
- (3) TGU ISSUPプロジェクトの広報活動に関すること。
- (4) その他TGU ISSUPプロジェクトの実施に関する必要な業務

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 国際を所掌する理事が委嘱する者 若干名
- (2) 国際課長

(任期)

第5条 前条第1号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は第4条第1号の委員のうちから国際を所掌する理事が指名し、副委員長は、委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学務部国際課が処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する
- 2 この規程は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この規程施行の日の前日において、旧国立大学法人東京学芸大学外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施委員会規程第4条第1号の委員で残任期間を有している者（以下「旧委員」という。）は、この規程施行の日にこの規程第4条第1号の規定に基づき委嘱された委員とみなし、その任期は、この規程第5条の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間とする。